

告 示

埼玉県告示第六百九十二号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第四条第三項の規定により、三郷市から三郷市の区域内において行われる草加都市計画事業（仮称）三郷北部地区土地区画整理事業について環境影響評価調査計画書の提出があった。

なお、関係地域が所在する市町村並びに環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

平成三十年六月十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 関係地域が所在する市町村

三郷市、草加市、越谷市、八潮市、吉川市

二 環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間

イ 場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県越谷環境管理事務所

三郷市まちづくり事業課

草加市都市計画課

越谷市環境政策課

八潮市都市計画課

吉川市都市計画課

ロ 期間

平成三十年六月十九日（火）から平成三十年七月十九日（木）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）